#### 白石・福富・有明3町合併協議会運営規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、白石・福富・有明3町合併協議会(以下「協議会」という。) 規約第10条第3項の規程に基づき、協議会の会議の運営に関し、必要な事 項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

### (会長等の責務)

- 第3条 協議会の会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。
- 2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

#### (会議の開閉等)

- 第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。
- 2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

#### (会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもつて進めることを原則とする。ただし、 意見が分かれた場合は、出席委員(議長及び副会長を含む。以下同じ。)の3 分の2以上の賛同をもって議事を進めることができるものとする。

#### (会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛同がある ときは、公開しないことができるものとする。

#### (会議録)

- 第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。
  - (1) 開催日時及び場所
  - (2) 出席委員等の氏名
  - (3) 議題及び議事の要旨
  - (4) その他議長が必要と認めた事項

## (会議録等の閲覧)

- 第8条 何人も、会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。) の閲覧を請求することができる。
- 2 閲覧に供する会議録等は、原則として当該文書の写しとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい 支障を及ぼすおそれのある事項その他閲覧に供することが適当でないと認め られる事項を記載した会議録等の全部または一部については、閲覧に供しな

いことができる。

- 4 閲覧の請求は、別記様式第1号の会議録等閲覧申出書により行うものとする。
- 5 閲覧に供する場所は、協議会の事務所の所定の場所とし、その時間は、当 該事務局の執務時間内とする。
- 6 閲覧請求者は、1枚あたり10円の実費を負担して会議録等の写しの作成 を求めることができる。

(規 律)

- 第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。
- 2 会議場において、資料、新聞紙及び文書等を配布するときは、議長の許可 を得なければならない。

(会議録署名委員)

- 第10条 会議録に署名すべき委員は2名とし、議長が会議において指名する。 (補 則)
- 第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議 長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

平成15年11月1日

承 認

# 白石・福富・有明3町合併協議会運営申し合わせ事項(案)

白石・福富・有明3町合併協議会運営規程を補完するものとして、次のとおり申し合わせ事項を定める。

1 開催日程

会議開催日及び開催時間は原則として、以下のとおりとする。

- (1)開催日 毎月開催するものとする。
- (2)会議時間 午後1時30分から
- (3)開催場所 各町持ち回りとする。
- 2 協議の方法

協議事項については、原則として、その内容説明を行った後で質疑及び 協議を行うものとする。

3 資料提供の取扱い

協議会資料は、傍聴者に対しても配布するものとし、30部用意する。

4 協議会欠席について

協議会をやむを得ず欠席する場合、委員は事前に事務局に連絡するものとする。

5 代理出席について

代理出席は、原則として認めないものとする。

但し、町長、町議会議長、県職員が病気、事故等により長期にわたり協議会に出席できない場合についは、協議会において協議するものとする。

6 発言について

各委員は、町名及び氏名を最初に発言し、質疑等を行うものとする。

平成15年11月1日